別表A590の項を次のように改める。

A590	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７㎞以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域 イ　N35°49′ E142°34′の地点 ロ　三宅島ＶＯＲ ハ　N32°53′ E138°10′の地点 2　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７㎞以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域 イ　N27°07′ E132°26′の地点 ロ　南大東ＶＯＲ（N25°51′ E131°16′） ハ　N24°21′ E130°07′の地点 3　三宅島ＶＯＲから真方位60°53′及び50°53′の方向へのびる直線並びにN35°49′ E142°34′の地点から真方位325°53′及び145°53′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。） 4　三宅島ＶＯＲから真方位226°46′及び216°46′の方向へのびる直線並びにN32°53′ E138°10′の地点から真方位311°46′及び131°46′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。） 5　南大東ＶＯＲから真方位34°06′及び44°06′の方向へのびる直線並びにN27°07′ E132°26′の地点から真方位309°06′及び129°06′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（２に係るものを除く。） 6　南大東ＶＯＲから真方位219°52′及び209°52′の方向へのびる直線並びにN24°21′ E130°07′の地点から真方位304°52′及び124°52′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（２に係るものを除く。） 7　N24°57′ E130°34′の地点から真方位244°52′及び184°52′の方向へのびる直線並びにN24°21′ E130°07′の地点から真方位304°52′及び124°52′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（２及び６に係るものを除く。）

別表B586の項を次のように改める。

B586	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７㎞以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域 イ　館山ＶＯＲ（N34°57′ E139°54′） ロ　N33°20′ E140°06′の地点 2　館山ＶＯＲから真方位178°45′及び168°45′の方向へのびる直線並びにN33°20′ E140°06′の地点から真方位263°45′及び83°45′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。）

別表G223の項を次のように改める。

G223	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７㎞以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域 イ　館山ＶＯＲ ロ　N34°14′ E141°26′の地点 2　館山ＶＯＲから真方位123°39′及び113°39′の方向へのびる直線並びにN34°14′ E141°26′の地点から真方位208°39′及び28°39′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。）

別表R583の項を次のように改める。

R583	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７㎞以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域のうち、東経124°の線の東側の空域 イ　N26°01′ E124°00′の地点 ロ　N26°47′ E126°33′の地点 2　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７㎞以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域 イ　N26°47′ E126°33′の地点 ロ　那覇ＶＯＲＴＡＣ（N26°13′ E137°39′） ハ　N25°58′ E129°27′の地点 ニ　南大東ＶＯＲ 3　那覇ＶＯＲＴＡＣから真方位305°55′の方向へのびる直線、永良部ＶＯＲＴＡＣの地点から真方位256°54′及び246°54′の方向へのびる直線及び東経124°の線によつて囲まれる空域並びに那覇ＶＯＲＴＡＣから真方位305°55′及び295°55′の方向へのびる直線及び永良部ＶＯＲＴＡＣから真方位246°54′の方向へのびる直線によつて囲まれる空域の直上空域（１及び２に係るものを除く。） 4　N25°38′ E124°09′の地点から真方位341°25′及び251°25′の方向へのびる直線並びに東経124°の線によつて囲まれる区域の直上空域（１及び３に係るものを除く。） 5　N26°15′ E124°45′の地点から真方位251°25′及び221°25′の方向へのびる直線並びにN26°01′ E124°00′の地点から真方位161°25′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（１及び３に係るものを除く。） 6　那覇ＶＯＲＴＡＣから真方位92°50′及び102°50′の方向へのびる直線並びに南大東ＶＯＲから真方位279°33′及び269°33′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（２に係るものを除く。）

別表R584の項を次のように改める。

R584	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７㎞以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域 イ　知念ＶＯＲＴＡＣ ロ　N24°21′ E130°07′の地点 2　知念ＶＯＲＴＡＣから真方位125°12′及び135°12′の方向へのびる直線並びにN24°21′ E130°07′の地点から真方位40°12′及び220°12′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。）

別表V11の項一ニ及びホ並びに４を削る。

別表V91の項一イ中「（N26°13′ E127°39′）」を削る。

別表W14の項を削る。

別表W18の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十四年四月五日から施行する。